

建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・持参方式）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、県が発注する建設工事について、受注意欲のある者の入札参加機会を確保するとともに、競争性の向上を図るため、建設工事に係る条件付き一般競争入札（以下「本競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 本競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、県が発注する建設工事のうち予定価格が次の表に掲げる金額の範囲内の工事で、知事が選定したものとする。

予 定 価 格	22億9千万円未満
---------	-----------

（入札の公告）

第3条 対象工事を本競争入札に付するときは、和歌山県が設置する和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）により公告するものとする。ただし、それによりがたい場合には対象工事を発注する機関（以下「発注機関」という。）での掲示により公告するものとする。

2 前項の規定により公告するときは、次に掲げる事項を入札公告例（別記第1号様式）により行うものとする。

- (1) 入札に付する工事の概要に関する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札参加手続等に関する事項
- (4) 入札等に関する事項
- (5) 開札等に関する事項
- (6) 審査に関する事項
- (7) 低入札価格調査に関する事項
- (8) 落札者の決定方法に関する事項
- (9) 契約に関する事項
- (10) その他本競争入札の手続に関し必要な事項

3 第1項の公告（以下「入札公告」という。）の期間は、原則として次の各号に掲げる「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）の区分による期間（和歌山県の休日をも定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）

第1条 に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）とする。

- (1) 予定価格（税抜き）が 5,000 万円以上の工事 20 日以上
- (2) 予定価格（税抜き）が 5,000 万円未満の工事 15 日以上

（入札参加資格要件）

第4条 本競争入札に参加できる者は、単体企業（経常建設工事共同企業体を含む。以下同じ。）及び特定建設工事共同企業体で、入札書を提出した日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしているものとする。ただし、技術者に関する要件のうち、専任配置に関する要件を設けるものについては、入札公告において特に定める場合を除き、入札参加資格要件を満たすことを証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出した日から当該要件を満たしているものとする。また、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加しか認めないものとする。

- (1) 単体企業及び特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる対象工事に共通する入札参加資格要件を満たしていること。ただし、経常建設工事共同企業体で参加する場合は、すべての構成員がア、イ、オ、カ、キ、ク及びケの要件を、共同企業体としてウ及びエの要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成 16 年 6 月 15 日制定。以下「入札参加資格停止要綱」という。）に基づく入札参加資格停止を受けていない者であること。

エ 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成 19 年 11 月 13 日施行。以下「資格審査取扱い基準」という。）若しくは和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成 20 年 12 月 26 日施行。以下「県外建設業者資格審査取扱い基準」という。）に基づく資格の認定を受けている者又は資格審査取扱い基準若しくは県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の再審査による再認定（以下「再認定」という。）を受けている者（以下両者を「資格認定等を受けている者」と総称する。）であること。

オ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。

キ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。

ク 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ケ 同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に

兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

① 複数の単体企業により構成される組合等（以下「組合等」という。）とその組合等を構成する単体企業の場合

② 一方の特定建設工事共同企業体の構成員と他方の特定建設工事共同企業体の構成員に資本関係又は人的関係がある場合

③ その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 単体企業及び特定建設工事共同企業体又はその構成員は、工事ごとに定める次に掲げる入札参加資格要件のうち、次条の規定により決定する具体的要件を満たしていること。

ア 入札に付する工事に対応した業種の資格認定等を受けている者であること。

イ 資格審査取扱い基準における格付けに関する要件を満たしている者であること。

ウ 資格審査取扱い基準又は県外建設業者資格審査取扱い基準における審査項目に規定する総合点数に関する要件を満たしている者であること。

エ 同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件を満たしている者であること。

オ 技術者に関する要件を満たしている者であること。

カ 特定建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。

キ 営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。

ク その他知事が定める要件を満たしている者であること。

(工事ごとに定める入札参加資格要件の決定)

第5条 前条第2号に規定する工事ごとに定める入札参加資格の具体的要件を定めようとするときは、次のとおり審議に付し決定するものとする。

(1) 予定価格が5億円以上の工事については別に定める入札審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞いた上での和歌山県建設工事等入札参加資格審査会の審議

(2) 予定価格（税抜き）が1億円以上かつ予定価格が5億円未満の工事については審査会の審議

(3) 予定価格（税抜き）が1億円未満の工事で、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加を条件とするものについては審査会の審議

(4) 予定価格（税抜き）が1億円未満の工事で、単体企業のみに参加条件を限定するものに

については別に定める地方入札審査会の審議

(設計図書等)

第6条 設計図書等の閲覧等については、入札公告に示した方法により行うものとする。

2 前項の閲覧等は、原則として、入札公告の期間について行うものとする。

3 設計図書等を電子化できる工事については、入札情報システムにより、インターネットを利用して取得させることができるものとし、フロッピーディスク、光ディスク、コンパクトディスク等の電子媒体に設計図書等を記録できる工事については電子媒体により配布することができるものとする。

(技術資料)

第7条 発注機関の長は、第4条に規定する入札参加要件を確認するため、入札公告を行った後速やかに、技術資料の作成に係る事項等を記載した技術資料作成要領を本競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対して入札情報システム等により、交付するものとする。

(工事費内訳書の提出)

第8条 入札参加者は、入札書の提出に併せ対象工事に係る工事費内訳書（別記第2号様式）を提出しなければならない。

(低入札価格調査実施要領に基づく関係様式の提出)

第9条 低入札価格調査実施要領（平成16年6月15日制定。以下「低入札要領」という。）による低入札価格調査の対象となる入札を行った者は、同要領に規定する関係様式を、提出を指示された日から起算して5日以内（休日を含まない。）に提出しなければならない。

(入札書等の提出方法)

第10条 入札参加者は、入札書（別記第3号様式）、工事費内訳書（以下これらを「入札書等」という。）を封筒に入れ、封筒の表面に、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称（経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名）、建設業許可番号（経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体代表幹事の建設業許可番号）、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載の上、入札公告に示す場所に持参し提出しなければならない。なお、郵便及び電信による提出は認められないものとする。

(入札書等の提出期限等)

第11条 入札書等の提出期限（以下「提出期限」という。）は、入札公告に定めた開札予定時

刻とし、開札予定時刻の5分前から開札予定時刻までを入札書等の提出可能期間（以下「提出期間」という。）とする。

- 2 入札参加者は、入札書等を提出期間内に提出しなければならない
- 3 提出期間外に提出した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

（設計図書等に対する質問及び回答）

第12条 設計図書等に対する質問は、質問書（別記第4号様式）により受け付け、入札公告の日から開札日までの間のうち、原則として3日間（休日を含まない。）の受付期間を設定するものとする。この場合、受付期間の最終日の受付終了時間は、午後4時とするものとする。

- 2 発注機関の長は、前項の質問に対する回答を受付期間終了後、提出期間が始まる日までの間に、入札情報システムにより公表するものとする。ただし、これによりがたい場合には、発注機関での掲示により公表するものとする。

（入札書等の不受理）

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、不受理とし、入札書等不受理通知書（別記第5号様式）を添えて、当該入札者に返戻するものとする。

- (1) 持参以外の方法により提出された入札書等
- (2) 提出期間外に提出された入札書等

（入札の不成立）

第14条 入札公告で定めた開札日時において、次の各号のいずれにも該当しない入札書を提出した者が2者以上ないときは、この入札を不成立とする。ただし、再度公告をして行う入札については、この限りではない。

- (1) 同一人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札書
- (2) 金額の記入がない入札書
- (3) 金額を訂正した入札書
- (4) 入札書の工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書
- (5) 入札書の建設業許可番号が記載されていない入札書
- (6) 入札書の工事年度・工事番号、工事名、工事場所、商号若しくは名称（経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名及び代表幹事の商号又は名称）、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札

者の押印のない入札書

- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (8) 工事費内訳書を提出しない者がした入札による入札書
- (9) 談合その他の不正な行為によってされたことが明らかであると認められる入札に係る入札書（第 17 条第 5 項の規定により入札が成立したと判断された後に認められたものを除く。）
- (10) 第 4 条に規定する要件を満たさないことが明らかであると認められる者がした入札に係る入札書（第 17 条第 5 項の規定により入札が成立したと判断された後に認められたものを除く。）

(失格)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とし、失格となった者は落札候補者となり得ない。

- (1) 同一の入札について、2 以上の入札をした者
- (2) 金額の記入がない入札書による入札をした者
- (3) 金額を訂正した入札書による入札をした者
- (4) 入札書の工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書による入札をした者
- (5) 建設業許可番号が記載されていない入札書による入札をした者
- (6) 入札書の工事年度・工事番号、工事名、工事場所、商号若しくは名称（経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名及び代表幹事の商号又は名称）、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書による入札をした者
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札をした者
- (8) 工事費内訳書を提出しない者
- (9) 明らかに談合その他の不正な行為によって入札をしたと認められる者
- (10) 第 4 条に規定する要件を満たさない者
- (11) 最低制限価格を設定した工事において、最低制限価格未満の価格による入札をした者
- (12) 指定された期限までに第 9 条に規定する関係様式を提出しなかった者
- (13) 低入札価格調査において、指定する期限までに調査様式を全く提出しなかった者又は調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者

- (14) 指定された期限までに技術資料及び入札公告において特に提出を指示する書類がある場合はその書類（以下「技術資料等」という。）を提出しなかった者
- (15) 虚偽の技術資料を提出した者
- (16) 工事費内訳書において、意思表示が不明瞭な入札をした者
- (17) 和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成 20 年 6 月 1 日制定。以下「総合評価落札方式実施要綱」という。）による総合評価において、技術提案が適切でないと判断された者
- (18) 技術提案において、全ての入札に係る情報（過去の入札に係る情報も含む。）を、他の入札参加者から入手していると認められる者
- (19) 前各号に掲げる者のほか、入札公告において指示した事項に反して入札をした者（入札書等の受領及び管理等）

第 16 条 入札執行者は、受領した入札書等の封筒を確認し、第 13 条の規定に該当する場合は不受理とするものとする。

- 2 受領した入札書等は、いかなる理由があっても開札まで封筒を開封しないものとする。
- 3 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

（入札経過書の作成）

第 16 条の 2 入札執行者は、開札日に、封筒の表記をもとに入札経過書（別記第 6 号様式）を作成するものとし、対象工事に係る入札書等を提出した全ての入札参加者を記載するものとする。

- 2 前条第 1 項により不受理とする場合は、その旨を入札経過書に記載するものとする。

（開札）

第 17 条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとし、入札執行者が開札予定時刻になったことを確認した後、入札者の面前において行うものとする。

- 2 入札執行者は、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。
- 3 入札執行回数は、1 回とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、その旨を告げ、開札手続を終了するものとする。
- 4 入札執行者は、開札後直ちに入札書に通し番号を付し、提出のあった入札書の数を公表した上で、開札手続を終了するものとする。
- 5 入札執行者は、開札手続終了後速やかに、入札書について第 14 条各号に規定する事由の

有無を審査し、発注機関の長は、同条の規定に基づき、開札日において当該入札が成立したか否かの判断を行うものとする。ただし、発注機関の長は、入札成立後であっても、開札日において当該入札を不成立とすべき事由があったことを認めた場合は、当該入札を成立とした判断を取り消すこととする。

- 6 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低価格をもって入札した者を最低価格入札者とする。なお、最低価格入札者が2者以上ある場合は、発注機関の長は、当該最低価格入札者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、くじを行う日時及び場所は発注機関の長が指定するものとし、指定する日時及び場所に当該最低価格入札者が出席しない場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。

(落札候補者決定のための発注機関の長による入札参加資格要件審査)

第 18 条 発注機関の長は、前条の規定による当該最低価格入札者に対しファクシミリ又は電話により連絡し、技術資料等の提出を指示するものとする。

- 2 最低価格入札者は、発注機関の長から技術資料等の提出を求められた場合には、提出を指示された日から起算して、原則として2日以内（休日を含まない。）に提出しなければならない。
- 3 一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。ただし、発注機関の長は、必要と認めるときは、すでに提出された技術資料に関しより詳細な資料を提出させることができるものとする。
- 4 発注機関の長は、技術資料の受領後速やかに、最低価格入札者が第4条に規定する入札参加資格要件を満たしているか否かの確認を行うとともに、第15条各号（第13号を除く。）の失格事由に該当しないことを確認した上で、落札候補者として決定する。この場合において、最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者に対し技術資料等の提出を指示し、落札候補者が決定できるまで順次確認するものとする。
- 5 前項の審査の結果における落札候補者が、当該審査以降において第15条の規定による失格となった場合には、前項の後段の規定の例により落札候補者を決定するものとする。
- 6 入札参加資格要件の審査は、入札参加資格要件審査結果調書（別記第7号様式）により取りまとめ、入札書等とともに発注機関で保存するものとする。
- 7 入札参加資格要件の審査は、開札日の翌日から起算して原則として5日（休日を含まない。）以内に行わなければならない。

(低入札価格調査について)

第 19 条 最低価格入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、別に規定する低入札要領により低入札価格調査を行うものとする。

(落札決定方法)

第 20 条 発注機関の長は、第 18 条に規定する手続を経て落札候補者となった者を落札者とするものとする。ただし、落札候補者が低入札価格調査の対象である場合にあっては、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを確認のうえ、落札者とするものとする。

(落札者の決定又は入札参加資格要件不適合の決定)

第 21 条 発注機関の長は、前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者にファクシミリ又は電話により契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

2 発注機関の長は、第 18 条第 4 項の審査により当該最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該最低価格入札者に対して入札参加資格要件不適合通知書(別記第 8 号様式)により通知をするものとする。

3 落札決定後、契約の日までの期間に、落札者(共同企業体の場合は構成員を含む。以下同じ。)が、第 4 条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。また、仮契約を行う場合にあっては、同様とする。

(入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第 22 条 前条第 2 項の通知を受理した者で当該通知に不服があるものは、当該通知が到達した日の翌日から起算して 10 日(休日を含まない。)以内に、発注機関の長に対して当該入札参加資格要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

2 当該入札参加資格要件を満たさないと認められた者が前項の説明を求める場合は、苦情申立書(別記第 9 号様式)を持参し、又は郵送して行うものとする。

3 発注機関の長は、第 1 項の規定により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して 10 日(休日を含まない。)以内に回答するものとする。

4 当該苦情の申立ては、第 18 条から第 22 条までの事務の執行を妨げないものとする。

(入札結果等の公表)

第 23 条 発注機関の長は、対象工事の入札経過書については、開札後及び落札決定後に速やかに閲覧等により公表するものとする。

2 発注機関の長は、前項の公表までの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じないものとする。ただし、別に定めがある場合については、この限りではない。

(入札の延期、取り止め)

第 24 条 知事は、本競争入札において、事故等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるとき又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることができるものとする。

(費用の負担)

第 25 条 入札書等及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札参加者が負担するものとする。

(その他)

第 26 条 発注機関は、入札参加者が提出した技術資料を、当該入札参加者に無断で使用しないものとする。

2 対象工事の入札関連書類は、和歌山県ホームページに掲載するものとする。

(総合評価に係る読み替え)

第 27 条 この要領に基づき入札を実施する建設工事のうち、総合評価落札方式実施要綱による総合評価を行うものについては、別紙のとおり読み替えるものとする。

附 則

1 この要領は、平成 20 年 6 月 1 日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

2 建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・持参方式）試行要領（平成 18 年 11 月 6 日制定）は、廃止する。

附 則

1 この要領は、平成 21 年 2 月 12 日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

1 この要領は、平成 21 年 4 月 16 日から施行し、平成 21 年 5 月 1 日以降に提出期間を定める対象工事から適用する。

附 則

1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 2 条については施行日以後から、

その他の改正後の規定については平成 22 年 4 月 15 日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 10 月 20 日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 2 月 24 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日以降に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 8 月 12 日から施行し、平成 25 年 8 月 15 日以降に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 3 月 25 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 30 日から施行し、平成 26 年 5 月 1 日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 9 月 12 日から施行し、施工日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 3 月 10 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 3 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日以降に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則

1 この要領は、平成 28 年 4 月 27 日から施行し、平成 28 年 6 月 1 日以降に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則

1 この要領は、平成 28 年 5 月 19 日から施行し、平成 28 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

1 この要領は、平成 29 年 5 月 16 日から施行し、平成 29 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

1 この要領は、平成 30 年 3 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日以降に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則

1 この要領は、平成 30 年 3 月 26 日から施行し、平成 30 年 6 月 1 日以降に提出期間を定める対象工事から適用する。

別紙（第 27 条関係）

総合評価落札方式実施要綱による総合評価を行う場合の読み替え

第 7 条 発注機関の長は、入札公告を行った後速やかに、技術提案（総合評価において評価値を算定するために入札時に入札書に添付して提出を求める書類及び開札後に提出を求める技術提案（総合評価において評価値を確定するために開札後に提出を求める書類及び第 4 条に規定する入札参加資格要件の確認を行うために開札後に提出を求める技術資料のことをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の作成に係る事項等を記載した技術提案作成要領を本競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対して入札情報システム等により、交付するものとする。

第 10 条 入札参加者は、入札書（別記第 3 号様式）、技術提案（入札公告において入札書と同時に提出することとされたものに限る。）（以下これらを「入札書等」と総称する。）及び工事費内訳書を封筒に入れ、封筒の表面に、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称（経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名）、建設業許可番号（経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体代表幹事の建設業許可番号）、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載の上、入札公告に示す場所に持参し提出しなければならない。なお、郵便及び電信による提出は認められないものとする。

第 14 条

(8) 工事費内訳書及び技術提案（入札公告において入札書と同時に提出することとされたものに限る。）を提出しない者がした入札書

第 15 条

(8) 工事費内訳書及び技術提案（入札公告において入札書と同時に提出することとされたものに限る。）を提出しなかった者

(14) 指定する期限までに開札後に提出を求める技術提案及び入札公告において特に提出を指示する書類がある場合はその書類（以下「技術提案等」という。）を提出しなかった者

(15) 虚偽の技術提案を提出した者

(16) 工事費内訳書及び技術提案において、意思表示が不明瞭な入札を行った者

第 17 条

6 入札執行者は、開札終了後、総合評価を行った結果、予定価格の制限の範囲内の価格で評価値の最も高い入札者を最高評価値入札者とする。この場合において、最高評価値入札者が 2 者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて順位を決定するものとする。くじを行う日時及び場所は発注機関の長が指定するものとし、指定する日時及び場所に当該最高評価値入札者が出席しない場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

第 18 条 発注機関の長は、前条の規定による当該最高評価値入札者にファクシミリ又は電話により連絡し、開札後に提出を求める技術提案等の提出を指示するものとする。

2 最高評価値入札者は、発注機関の長から開札後に提出を求める技術提案等の提出を求められた場合には、提出を指示された日から起算して、原則として 2 日以内（休日を含まない。）に提出しなければならない。

3 一度提出された技術提案の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。ただし、発注機関の長は、必要と認めたときは、すでに提出された技術提案に関し、より詳細な資料を提出させることができるものとする。

4 発注機関の長は、開札後に提出を求める技術提案の受領後速やかに、最高評価値入札者が第 4 条に規定する入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行うとともに、第 15 条各号（第 13 号を除く。）の失格事由に該当しないことを確認した上で、落札候補者として決定する。この場合において、最高評価値入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者に対し開札後に提出を求める技術提案等の提出を指示し、落札候補者が決定できるまで順次審査するものとする。

7 入札参加資格要件の審査は、総合評価が完了した日の翌日から起算して原則として 5 日（休日を含まない。）以内に行わなければならない。

第 19 条 最高評価値入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、別に規定する低入札要領により低入札価格調査を行うものとする。

第 21 条

2 発注機関の長は、第 18 条第 4 項の審査により当該最高評価値入札者が当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該最高評価値入札者に対して入札参加資格要件不適合通知書（別記第 8 号様式）により通知をするものとする。

第 26 条 発注機関は、入札参加者が提出した技術提案を、当該入札参加者に無断で使用しないものとする。

2 対象工事の入札関連書類は、和歌山県ホームページに掲載するものとする。